

事 務 連 絡  
令和 3 年 5 月 2 1 日

緊急事態措置区域の都道府県 衛生主管部（局） 御中  
（沖縄県）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

### 緊急事態措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について

高齢者施設等の従事者等の検査に関しては、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」（令和3年3月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」（令和3年4月5日、同月9日及び同月16日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画（以下「集中的実施計画」という。）の実施やまん延防止等重点措置区域における重点的検査等を実施していただいております。

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、緊急事態措置を講ずべき区域として、沖縄県が定められました。新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月21日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）においては、緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための措置等を講じるなど、徹底した感染防止策に取り組むとされ、高齢者施設等従業者の検査等については、「感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施」、「区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施」を行うこととされています。

これを受けて、緊急事態措置区域に指定された都道府県におかれましては、引き続き、高齢者施設等の重点的検査等について、一層の取組を推進いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 高齢者施設等の従事者等に対する検査の頻回実施

高齢者施設等の従事者等に対する集中的な検査については、これまでまん延防止等重点措置として、重点措置区域である都道府県並びに措置区域に定められた区域のある保健所設置市及び特別区においては、「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」においてお示しした基本的な考え方を踏まえ、週に1回程度、少なくとも2週間に1回程度の頻回検査を実施していただいております。

緊急事態措置区域においては、まん延防止等重点措置として実施していた高齢者施設等の従事者等に対する検査の頻回実施については、原則として継続をお願いいたします。このため、頻回検査の実施期間については、まん延防止等重点措置を実施すべき期間として定められた最初の日から緊急事態措置を実施すべき期間の終了する日までとしてください。集中的実施計画の様式を別添1のとおり変更いたしますので、地域の実情に応じて、頻回検査の実施区域を拡大する等集中的実施計画の内容が変更される場合は、5月26日までに提出してください。なお、実施期間以外に計画の内容に変更が無い場合は、再度の提出は不要です。また、頻回検査の実績については、引き続き、別添2により、毎週月曜日に報告いただくようお願いいたします。

なお、別途お示ししている「高齢者施設等の集中的検査実施計画対象施設への積極的な受検の働きかけ等について」（令和3年5月10日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を踏まえ、対象施設に実際に検査を受けていただけるよう、周知徹底や働きかけを十分に行い、できるだけ多くの高齢者施設等に検査を受けていただくための取組を行っていただくようお願いいたします。

### 2. 歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査

「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」を踏まえ、歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査については、緊急事態措置区域である都道府県並びに措置区域に定められた区域のある保健所設置市及び特別区においては、引き続き、実施をお願いいたします。緊急事態措置区域の都道府県等は、歓楽街等への重点検査の実績を別添3により、緊急事態措置を実施すべき期間中、毎週月曜日に厚生労働省に提出してください。都道府県は管内の保健所設置市分及び特別区の実績の取りまとめをお願いいたします。

以上

(別添1)

〇〇〇(自治体名)の新集中的実施計画

担当課 〇〇課  
担当者名 〇〇 〇〇  
連絡先 000-1111-2222

対象地域	
対象施設種別	
まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分	
対象者※1	
検査方法	
実施区分※2	
集中的実施計画期間	令和3年〇月〇日～〇月〇日
検査の頻度	
まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分	
備考欄	

※1 対象者については、直接処遇職員以外の従事者(事務職員、委託職員など)も対象とする場合には、その旨も具体的に記載してください。

※2 検査の実施について、感染症法に基づく行政検査として実施するものか、それ以外の地方公共団体の独自の事業として実施するものであるかの区別を記載すること

※3 対象施設種別及び検査の頻度以外の項目において、通常の計画分とまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の適用時に実施する重点検査分で異なる内容がある場合は、それぞれの欄内にその旨記載してください。

		合計		
		うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関
対象施設数(予定)				
まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分				

担当課 〇〇課  
担当者名 〇〇 〇〇  
連絡先 000-1111-2222

		計画対象施設数	検査申込済施設数	検査実施済施設数	検査実施済件数	陽性件数	
第7回目 (受付期間：5月20日～5月26日) ※5/31報告〆切	合計						
		まん延防止等重点措置及び緊急事態措置区分					
	施設区別の内数	高齢者施設	まん延防止等重点措置及び緊急事態措置区分				
		障害者施設	まん延防止等重点措置及び緊急事態措置区分				
医療機関		まん延防止等重点措置及び緊急事態措置区分					
第8回目 (受付期間：5月27日～6月2日) ※6/7報告〆切	合計						
		まん延防止等重点措置及び緊急事態措置区分					
	施設区別の内数	高齢者施設	まん延防止等重点措置及び緊急事態措置区分				
		障害者施設	まん延防止等重点措置及び緊急事態措置区分				
医療機関		まん延防止等重点措置及び緊急事態措置区分					
第9回目 (受付期間：6月3日～6月9日) ※6/14報告〆切	合計						
		まん延防止等重点措置及び緊急事態措置区分					
	施設区別の内数	高齢者施設	まん延防止等重点措置及び緊急事態措置区分				
		障害者施設	まん延防止等重点措置及び緊急事態措置区分				
医療機関		まん延防止等重点措置及び緊急事態措置区分					
第10回目 (受付期間：6月10日～6月16日) ※6/26報告〆切	合計						
		まん延防止等重点措置及び緊急事態措置区分					
	施設区別の内数	高齢者施設	まん延防止等重点措置及び緊急事態措置区分				
		障害者施設	まん延防止等重点措置及び緊急事態措置区分				
医療機関		まん延防止等重点措置及び緊急事態措置区分					

※ 上記様式のように記入できない場合には、実数と延べ数がわかるようにした上で、適宜様式を修正してください。

(別添3)

〇〇〇（自治体名）の歓楽街等に対する重点検査の実績報告

報告日 2021/04/\*\*  
担当課 〇〇課  
担当者名 〇〇 〇〇  
連絡先 000-1111-2222

実施場所（歓楽街等の名称・住所）	具体的な取組の概要	実施期間	対象者	対象地域の 店舗等数	検査実施 店舗等数	検査人数	陽性者数
	（記入例）店舗においてとりまとめて検体採取						
	（記入例）繁華街内に気軽に立ち寄れる臨時の検査所を設置						
	（記入例）保健所の職員（外部委託等を含む）が直接店舗を訪問して検査を実施						

※ 実施した歓楽街等毎に記入してください。